# 財団スポーツ推進プラン

## 令和 5～12 年度

令和 5 年 10 月

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

# 目　次

第 1 章　計画の改定にあたって　……1

第 2 章　事業の体系　……3

第 3 章　令和 5 年度からの取組内容　……5

第 4 章　計画の指標　……11

# 第１章　計画の改定にあたって

## １　計画改定の趣旨

杉並区スポーツ振興財団（以下、「財団」という。）は、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進めるため、区から体育館の管理運営を受託して様々な区民のスポーツニーズに応えてきました。

昭和 61 年 10 月任意団体の「杉並区スポーツ振興会」の設立以来、平成５年10 月に「財団法人杉並区スポーツ振興財団」を設立し、平成 24 年度から公益財団法人へ移行しました。

指定管理業務は令和３年度をもって終了しましたが、令和４年度からは、民間と競合せず、公益財団法人ならではの事業やこれまで推進してきた地域との連携事業など、財団の特性を発揮できる事業に特化して事業展開しています。

一方、杉並区においては、区のスポーツ推進計画「健康スポーツライフ杉並プラン」（以下「区計画」）が令和 4 年度から令和 12 年度までの９年間の計画として改定されました。区計画では、財団について「公益財団法人として、より公益性の高い事業やサービスを行うことが求められており、本計画に基づく取組の重要な実施主体であるとともに、障害者スポーツの振興や地域スポーツ団体の育成・支援、各関係団体との連携など、地域におけるスポーツ活動の基盤づくりを主体的に担う役割」があると位置づけています。

実際この間も、区民や団体からは、スポーツ団体同士の連携の強化を求める声や、地域でスポーツ教室を開催するためのノウハウを教えてほしいという声が寄せられています。さらには、区・財団が実施するスポーツ企画等の情報、あるいは各スポーツ団体・施設等の情報をより広く区民に周知してほしいとの声も財団に寄せられています。これら財団に寄せられている区民・団体のニーズを具体化していくことは、地域におけるスポーツ活動の基盤づくりに直結します。

これまで財団は、区民が生涯にわたってスポーツ・運動に親しみ、健康で豊かな生活を送ることをめざして、財団独自に「財団スポーツ推進プラン」（以下、「本計画」という。）を策定してきました。このたびの区計画の改定を踏まえ、区計画の推進役として、財団の定款に定めた目的に沿った事業を推進するため、本計画を策定します。

## ２　計画の期間

本計画期間は、区計画との整合性を図るため、令和 5 年度（2023 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 8 年間とし、区計画の改定等を踏まえて、計画の改定・見直しを図っていきます。指定管理業務が終了して迎えた令和４年度は、これまで実施してきた事業を継続することに加えて、スポーツ始めキャンペーンなど新たに区から移管された事業にも取り組みながら、令和５年度以降の財団が取り組むべき事業を検討することとしたため、本計画期間として策定するに至りました。

## ３　財団のあり方検討

財団は、区計画を推進する重要な実施主体であるとともに、地域におけるスポーツ活動の基盤づくりを主体的に担う役割があります。この役割をより豊かに実践していくためには、今後、財団が地域のスポーツ課題に柔軟に対応し、解決できるような組織であり続けるよう、区と課題を共有しながら検討していく必要があります。令和５年度杉並区財団等経営評価においても、「今後の財団のあり方の検討の中で、財団が果たすべき役割や実施する事業を整理したうえで、職員構成も更なる見直しを図っていく必要がある。」と述べていることから、早期に区と共有すべき課題を整理し、令和６年度から財団のあり方検討に着手することを目指します。

## ４　計画推進にあたっての基本方針

財団は、区計画の将来像である「始める　続ける　広がる　スポーツを通した絆のあるまち」の実現に向けて、各スポーツ団体や地域団体等との強い結びつきを活かし、また、柔軟かつ機動的に区民サービスの提供をおこなうことができるという特性を生かして、区計画に基づく取組の実施主体として、地域におけるスポーツ活動の基盤づくりを主体的に担っていきます。

具体的には

① 区計画事業を区とともに着実に推進します。

② 区計画以外の事業でも、「初級パラスポーツ指導員養成講習会」や地域に出向いた出張教室など、民間とは競合しないより公益性の高い事業を実施します。

## 第２章　事業の体系

Ⅰ　区計画事業の着実な推進

１　子ども（18 歳未満）のスポーツ・運動・遊びの推進

中学校対抗駅伝大会の開催（協力）
交流自治体中学生親善野球大会の実施（協力）
学校運動部活動支援事業の推進

２　大人（18 歳以上）のスポーツ・運動の推進

（1）【無関心タイプへ】興味を持とう! スポーツのきっかけづくり

スポーツ始めキャンペーンの実施
応援するスポーツの推進
障害者スポーツネットワークの推進
障害者通所施設等でのスポーツ・レクリエーション出前教室の実施
障害者週間でのスポーツイベントの実施

（2）【実行間近タイプへ】始めよう! 身近な場所で

体育施設での一般使用の充実
スポーツの日イベントの開催
すぎなみ名物「ファミリー駅伝」の実施
区民歩こう会の実施
体育施設での各種教室等の情報発信
わいわいスポーツ教室の実施（協力・移管）
体育施設等の障害者対象プログラムの充実
ふれあい運動会の実施
障害者スポーツ・レクリエーション体験イベントの開催
スポーツコンシェルジュの実施
多様な発信媒体によるスポーツ情報の発信

（3）【ときどきタイプへ】継続しよう! 多様なスタイルで

区民体育祭、スポーツ・レクリエーション大会の開催
すぎなみスポーツアカデミー（障害者サポーター講座）の実施
身近なスポーツ施設の情報提供

（4）【継続タイプへ】つながろう! 豊かな地域の力で

すぎなみスポーツアカデミーによる地域人材の参画機会の拡充
スポーツ推進団体の活動支援
総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援

３　誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

すぎなみスポーツアカデミーの実施

障害者スポーツネットワークの推進（ユニバーサルタイムの実施）
ビーチコートを活用した多様なプログラムの実施
都立高校の体育館等の活用
障害当事者とともに進める誰もが使いやすいスポーツ施設づくり

## Ⅱ　区計画以外の財団独自事業の実施

初級パラスポーツ指導員養成講習会の実施
児童館等連携事業の実施
専門家派遣事業の実施
出張教室（区内施設等）の実施
多様なスポーツ体験教室の実施
スポーツ用具等の貸出

# 第３章　令和５年度からの取組内容

## Ⅰ区計画事業の着実な推進

財団は、区計画において「より公益性の高い事業やサービスを行うことが求められており、本計画に基づく取組の重要な実施主体」と位置付けられています。このことを念頭に、区計画の以下の事業を着実に推進します。

### １ 子ども（18 歳未満）のスポーツ・運動・遊びの推進

| 事業名 | 内　　容 |
|---|---|
| (1)<br>中学校対抗駅伝大会の開催（協力） | 中学生が選手として参加・応援するなどの多様な形態で関り、健康・体力を増進し、生涯に渡って豊かなスポーツライフの実現を図ることを目的とした中学校対抗駅伝大会の開催に協力します。 |
| (2)<br>交流自治体中学生親善野球大会の実施（協力） | 区と交流のある自治体の中学生と野球を通じた交流をすることで、中学生の健全なスポーツ精神を培うとともに、異文化理解・国際理解を深めることを目的として年１回（杉並区と台湾において隔年開催）開催する親善野球大会の実施に協力します。 |
| (3)<br>学校運動部活動支援事業等の推進 | 中学校の部活動の顧問教員の負担軽減を図り、部活動の一層の充実を図るため、杉並区体育協会加盟団体等の協力を得ながら、部活動支援を進めます。 |

### ２ 大人（18 歳以上）のスポーツ・運動の推進

#### （1）【無関心タイプへ】興味を持とう! スポーツのきっかけづくり

| 事業名 | 内　　容 |
|---|---|
| (1)<br>スポーツ始めキャンペーンの実施 | 日頃スポーツを行わない人が、スポーツに親しむきっかけとなるよう、期間中に区内スポーツ施設や民間施設の一部で実施するスポーツ教室に、無料または割引で参加できるキャンペーンを実施します。 |
| (2)<br>応援するスポーツの推進 | 都内近郊で開催されるプロスポーツの試合を民間スポーツ事業者と連携して観戦することや、パラスポーツなど観戦する機会の少ない種目の試合を観戦することを通して、その魅力に気付き、チームや選手を応援する楽しさや、ファンやサポーターになる喜びを体験する機会を提供します。 |
| (3)<br>障害者スポーツネットワークの推進 | 障がい者が気軽にスポーツ施設に来館し、スポーツに親しめる場となるよう、障がい当事者やスポーツ関係者等が一堂に会し、情報や意見交換を行う会議（年 2～4 回）の運営支援を行います。 |

| | |
|---|---|
| ⑷<br>障害者通所施設等でのスポーツ・レクリエーショ出前教室の実施 | 障がい者通所施設などの、障がい者が通い慣れている場所で、障がい特性や施設環境に適したスポーツ・レクリエーション教室を出張して実施することで、普段スポーツをしていない障がい者の参加を促すとともに、サポートする協力者とつながり、障がい者の地域活動への参加促進を図ります。また、障がい者通所施設等が自主的にスポーツ・レクリエーションを実施できるよう支援します。 |
| （5）<br>障害者週間でのスポーツイベントの実施 | 障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が様々な活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした障害者週間において、スポーツに親しむきっかけとなるスポーツ・レクリエーションイベントを実施します。 |

## （2）【実行間近タイプへ】始めよう! 身近な場所で

| 事業名 | 内　　容 |
|---|---|
| ⑴<br>体育施設での一般使用の充実 | 体育施設の一般使用で、競技スポーツやニュースポーツなどの様々な種目について、スポーツアドバイザーの配置を行いながら、気軽にスポーツに参加できる環境を整えます。 |
| ⑵<br>スポーツの日イベントの開催 | スポーツの日に合わせ、広く区民に体育施設の周知を図り、体育施設の連携を強めるイベントを実施します。 |
| ⑶<br>すぎなみ名物「ファミリー駅伝」の実施 | チーム同士の競走ではなく、事前に申告したゴール予想タイムを目指し、家族や友達などと力を合わせて走るファミリー駅伝を年１回実施します。実施にあたっては、実行委員を広く募り、区民による実行委員会方式により進めることによって、より区民に親しみやすいイベントとなるよう努めます。 |
| ⑷<br>区民歩こう会の実施 | 「区民歩こう会」を、春と秋に開催し、気軽に歩くことを通して健康づくりにつなげます。実施にあたっては、実行委員を広く募り、区民による実行委員会方式により進めることによって、より区民に親しみやすいイベントとなるよう努めます。 |
| （5）<br>体育施設での各種教室等の情報発信 | 体育施設におけるスポーツ教室等の情報を、広報紙やチラシ、ホームページなどにより発信し、広く高齢者に向けた情報発信を行います。 |
| ⑹<br>わいわいスポーツ教室の実施（協力・移管） | 普段スポーツに接する機会の少ない重度心身障がい者を対象に、スポーツを楽しみ、参加者同士の交流に資する場として年６回開催される区のわいわいスポーツ教室の運営に協力します。財団に移管後は、重度心身障がい者がよりスポーツに親しみやすく、障がい者への理解が促進され、地域共生社会づくりにつながるよう努めます。 |

| | |
|---|---|
| （7）<br>体育施設等の障害者対象プログラムの充実 | 体育施設等において、障がい者を対象としたスポーツ教室や、障がいのある人とない人が一緒に楽しむことができるスポーツ・レクリエーション教室を毎月開催するなど、障がい者が日頃からスポーツに参加しやすい環境の整備を進めます。 |
| ⑻<br>ふれあい運動会の実施 | 障がいのある人とない人が一緒にスポーツやレクリエーションを楽しむことにより、障がい理解の促進を図ることを目的としたふれあい運動会において、イベントを実施します。 |
| （9）<br>障害者スポーツ・レクリエーション体験イベントの開催 | 障がい者団体の活動や通所施設で実施している馴染みのある種目や、サポートする協力者とのつながり等をきっかけに、障害者が地域のスポーツ活動に参加するようスポーツ・レクリエーション体験イベントを開催するとともに、スポーツ施設等のイベント等を紹介します。 |
| （10）<br>スポーツコンシェルジュの実施 | 体育施設等に、参加者の体力や生活状況に応じた相談等に応じるスポーツコンシェルジュを配置し、安全にスポーツを始め、継続することができるよう支援します。 |
| （11）<br>多様な発信媒体によるスポーツ情報の発信 | ホームページや広報紙等の他、NPO と協力した情報発信システムの活用等を通して、区内で行われているスポーツに関する情報を多角的に発信します。 |

### （3）【ときどきタイプへ】継続しよう! 多様なスタイルで

| 事業名 | 内　　容 |
|---|---|
| ⑴<br>区民体育祭、スポーツ・レクリエーション大会の開催 | 区民・団体等が日頃の練習の成果を実感し、また、交流や発表を行う場として、区民体育祭、スポーツ・レクリエーション大会を年 1 回開催します。また、都民大会等への選手の派遣を行います。 |
| ⑵<br>すぎなみスポーツアカデミー（障害者サポーター講座）の実施 | 障がいのある人もない人も、地域において共にスポーツを楽しむことを目指し、障がい者への理解を深め、スポーツ活動のサポート方法を学ぶ講座を実施します。 |
| （3）<br>身近なスポーツ施設の情報提供 | 時間が取れずにスポーツを定期的に行うことのできない勤労者に対して、広報紙やホームページ、SNS の発信等により、民間施設を含めたスポーツ施設の情報や、より多くの地域のスポーツイベント・教室等の情報提供を行います。 |

### （4）【継続タイプへ】つながろう! 豊かな地域の力で

| 事業名 | 内　　容 |
|---|---|
| （1）<br>すぎなみスポーツアカデミーによる地域人材の参画機会の拡充 | 地域スポーツの推進に携わる指導者やサポーターなどの人材を育成する各種の講座を実施するとともに、その修了者と地域の施設や団体等がつながるようにコーディネートを行い、区とともに修了者の活躍を支援します。 |
| ⑵<br>スポーツ推進団体の活動支援 | 区民がそれぞれのレベルや志向に応じて様々な種目を愛好し、継続できるよう、区民のスポーツの普及・推進を担う杉並区体育協会及び杉並区スポーツ・レクリエーション協会をはじめ、スポーツ推進団体の活動を支援します。また、これらの団体等の関係者を対象に、スポーツや組織運営に関する学びの機会を提供します。 |
| （3）<br>総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援 | 区民が自主的、主体的に運営する多世代、多種目、多志向の総合型地域スポーツクラブ（及び設立準備団体）の自主的、主体的な活動を、各クラブの状況に応じて支援します。 |

## 3　誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

| 事業名 | 内　　容 |
|---|---|
| （1）<br>すぎなみスポーツアカデミーの実施 | 多くの区民が安全に楽しくスポーツに親しむことができるよう、スポーツ指導者等を対象に、スポーツ医学の理論に基づく指導法などを学ぶ講座を実施します。また、子どもの運動や栄養に関する保護者等を対象とした講座や、障害者のスポーツ活動の支援に関わるサポーター等を対象とした講座など、地域におけるスポーツの推進につながる多様な学びのプログラムを実施し、スポーツを学ぶ機会及び学んだことを実践する機会を提供します。 |
| （2）<br>障害者スポーツネットワークの推進（ユニバーサルタイムの実施） | 区立体育施設において、より多くの障がい者が気軽にスポーツ・運動を楽しみ、継続できるよう、障がいの種類・程度に応じて必要なサポートを受けながら、自分に合った種目を選んで体験することができる「ユニバーサルタイム」を区とともに実施します。 |
| （3）<br>ビーチコートを活用した多様なプログラムの実施 | 永福体育館の屋外ビーチコートで、健康増進に寄与できる子どもから高齢者まで多世代にわたって行う交流事業などを実施します。 |

| | |
|---|---|
| （4）<br>都立高校の体育館等の活用 | 都立高校の体育施設の開放事業を活用して、区とともに、区内の青少年を育成するスポーツ団体等の活動の場を広げ、さらにより多くの団体が活用できるよう、地域団体への利用促進を図ります。また、子どもや都立学校近隣の区民にスポーツ・運動の機会を提供する教室等を開催します。 |
| ⑸<br>障害当事者とともに進める誰もが使いやすいスポーツ施設づくり | スポーツ施設の利用にあたって、障がい当事者、支援者、スポーツ施設職員等から寄せられる意見をもとに、区とともに誰もが使いやすいスポーツ施設づくりを進めます。 |

## Ⅱ 区計画以外の財団独自事業の実施

財団は、障害者スポーツの振興や地域スポーツ団体の育成・支援、各関係団体との連携など、地域におけるスポーツ活動の基盤づくりを主体的に担うことが求められています。この点から、スポーツ人材の育成や地域と連携した体力・健康づくり事業等、財団独自の事業を実施します。

| 事業名 | 内　　容 |
|---|---|
| （1）<br>初級パラスポーツ指導員養成講習会の実施 | 障がい者の健康増進と社会参加を進めるために、障がい者のスポーツ・レクリエーション等に関する専門的な知識や技能を身につけた指導者の養成を行います。また、修了者が障がい者スポーツ等において活躍できる機会を提供します。 |
| ⑵<br>児童館等連携事業の実施 | 児童館・学童クラブ・子ども子育てプラザ等で、子どもたちが遊びを通してスポーツに親しみ興味を持つことができるよう、区内スポーツ団体等から専門家を派遣します。 |
| ⑶<br>専門家派遣事業の実施 | 区立学校の児童・生徒がスポーツに親しむとともに、児童・生徒の体力の向上・運動能力の向上を図るため、区内スポーツ団体等から専門家を派遣します。また、児童・生徒がより意欲を持ってスポーツに取り組むことができるようオリンピアン・トップアスリート等の派遣や、障がい理解の促進のためパラアスリートの派遣等も実施します。 |
| ⑷<br>出張教室（区内施設等）の実施 | ケア 24、町会、地域区民センター等に、区内スポーツ団体等から専門家を派遣して、スポーツ・運動に親しむ機会のきっかけづくりを行います。また、各施設・各団体が自主的にスポーツ・レクリエーション教室等を実施できるよう支援します。 |

| | |
|---|---|
| （5）<br>多様なスポーツ体験教室の実施 | 普段体験する機会の少ない種目の教室等を、区内民間体育施設やスポーツ団体等と連携して開催するとともに、都内近郊の施設や屋外で実施することによって、区民に多様なスポーツに親しむ機会を提供します。 |
| （6）<br>スポーツ用具等の貸出 | パラスポーツや普段実施する機会の少ない種目を普及し、またスポーツに親しむきっかけをつくるため、スポーツ用具の貸出を行います。 |

# 計画の指標

本計画の指標は、各分野（地域連携分野、障がい者スポーツ分野、団体育成・支援分野、その他の分野）において重点的に取り組む事業との関連性を踏まえて、以下のとおり設定し、計画の各年度における進捗状況の点検・評価に活用します。

| 指標 | | 現状値（令和４年度） | 目標値 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 令和6（2024）年度 | 令和9（2027）年度 | 令和12（2030）年度 |
| 1 | 成人の週１回以上のスポーツ・運動の実施率<br>【指標の説明】<br>区民意向調査結果 | 54.8% | 63.0% | 64.0% | 65.0% |
| 2 | スポーツボランティア活動をした人の割合<br>【指標の説明】<br>区民意向調査結果 | 6.2% | 12.0% | 18.0% | 25.0% |
| 3 | 財団が主宰する障がい者スポーツ教室の参加者数<br>【指標の説明】<br>ふれあいフットサル、ウォーキングフットボール、障がい者施設への出前教室参加者数の集計 | 181 名 | 250 名 | 360 名 | 400 名 |
| 4 | 体育協会・スポレク協会加盟団体数 | 体協 39 連盟<br>スポレク７団体 | 体協38連盟<br>スポレク７団体 | 体協38連盟<br>スポレク８団体 | 体協 38 連盟<br>スポレク８団体 |
| 5 | ホームページアクセス数 | 179,886 件 | 24 万件 | 40 万件 | 57 万件 |